

【兵庫県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>特別警報を発表する場合または発表が予想される場合、市町村においては住民への広報体制や避難所開設等の準備が必要となるため、事前に時間的な余裕をもって都道府県、市町村へ情報提供していただきたい。</p>	<p>可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において事前に言及していく予定です。また、できる限り特別警報については電話連絡等で県に事前にお知らせするとともに該当市町にも連絡等に努める予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>
<p>「警報」の上に、さらに「特別警報」が発表されることにより、住民にとって「警報」の基準が軽くなったのかと誤解されるおそれがある。特別警報の周知に当たっては、警報の基準もこれまで通りであることを改めて住民に周知して欲しい。</p>	<p>警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>
<p>県から市町への通知義務、市町から住民等へ周知させる措置をとる義務について、これまで以上に伝達体制を強化する必要があるが、防災行政無線等の整備に当たって、財政的に問題を抱えるため体制整備が進まない市町もあるので、今まで以上に財政的な支援を行ってほしい。</p>	<p>特別警報については、甚大な災害に速やかに対応すべく、法律公布後三ヶ月以内に運用を開始することとしており、都道府県及び市町村が行う特別警報の通知や周知の措置は、現行の警報等の防災情報を伝達するシステム等においても対応可能となるよう配慮しています。 このため、特別警報の運用開始にあたっては、現行のシステムを用いる場合でも実施可能と考えていますが、一方で、県や各市町村における警報等の伝達手段の拡充については、今後の課題として、関係省庁とも連携し、その推進に努めてまいります。</p>
<p>補足資料P4で「特別警報を発表するときは、対象府県内で警報の発表されている市町村が全て特別警報になります。」とあるが、兵庫県のように県域が広い場合、こうした画一的な運用をするのは必ずしもなじまないのではないかと。特別警報によって最大限の防災対応や避難行動が求められるのであれば、慎重に検討すべきである。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていると想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行ってまいります。</p>
<p>大雨特別警報の基準が「数十年に一度の大雨」と規定されている一方で、補足資料P4の対象事例では、「命名相当の被害をもたらした多くの事例が対象となります」と、「被害」が特別警報の発表基準であるかのように受け取れることから、住民に広報される際には、表現を改めるなど誤解を招かないよう配慮していただきたい。</p>	<p>特別警報は、現象に基づき発表します。被害が特別警報の基準になると誤解されないよう、表現等注意していきたいと思います。</p>
<p>(津波・地震動に関して) 特別警報が発表されたら、「直ちに」に住民への周知の措置をとることが義務付けられたが、具体的にどのような内容を周知する必要があるのか。例えば屋外スピーカー等の広報設備とJ-ALERTが連動しているなど、震度速報や津波への注意喚起が自動的に放送される場合、これだけで義務を果たしたことになるのか。若しくは何か追加手段が必要となるのかなど判断基準をお示ししていただきたい。</p>	<p>周知していただくべき内容は、自市(町村)に特別警報が発表されたということであり、これを直ちに周知させる措置をとっていただく必要があります。したがって、例えばJ-ALERTと連動して大津波警報が発表された旨が防災行政無線で直ちに自動的に放送される場合は、それで義務を果たしたことになります。ただし、特別警報の重要性を踏まえ、なるべく多くの手段で周知の措置をとっていただきたいと考えています。 なお、震度速報は観測された震度を報ずる「観測情報」であり、警報ではありません。</p>